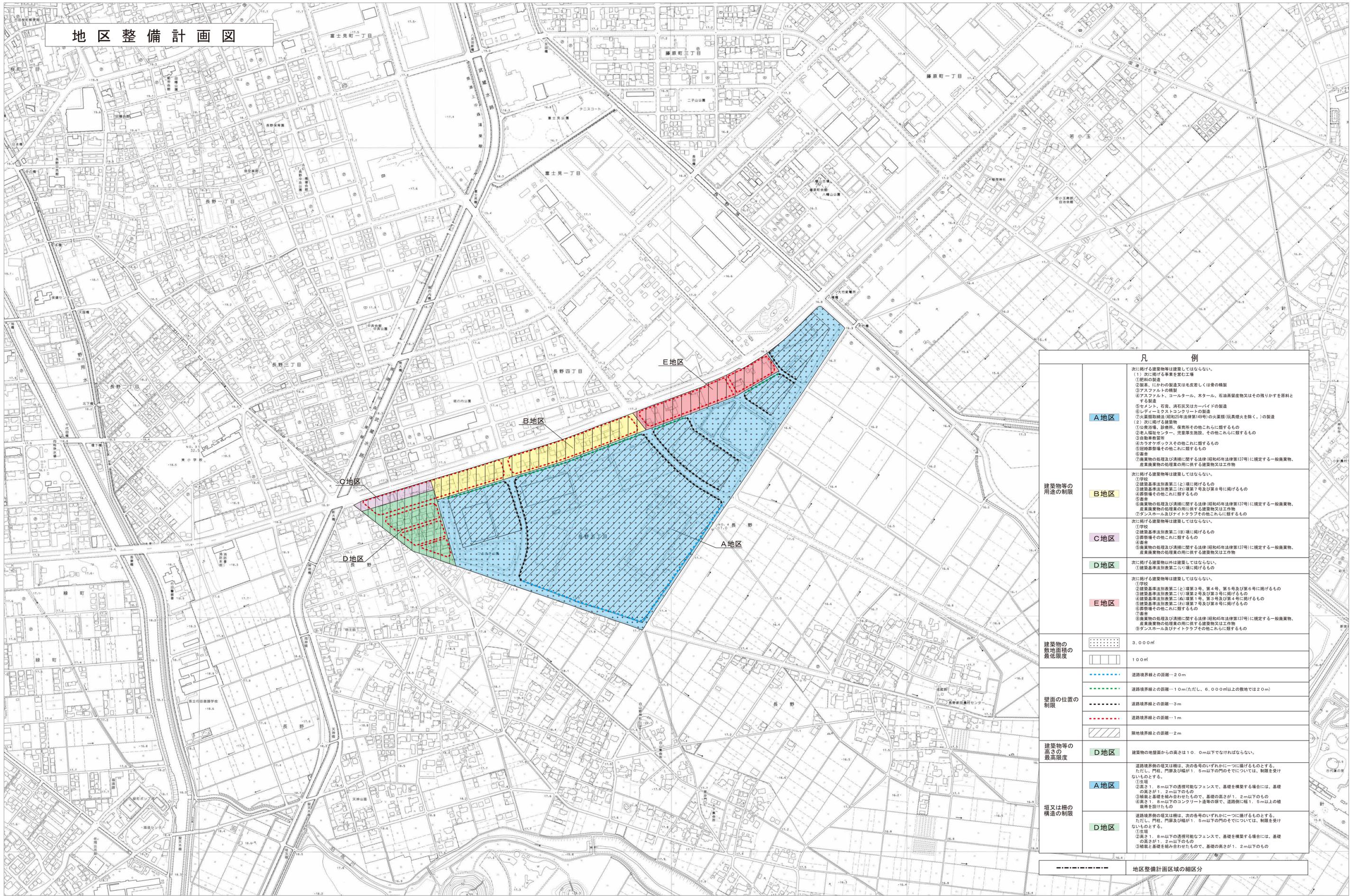


地区整備計画図



凡 例	
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <p>(1) 次に掲げる事業を営む工場</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 肥料の製造 ② 製菓、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製 ③ アスファルトの精製 ④ アスファルト、コールター、木タール、石油副産物又はその残りかすを原料とする製造 ⑤ セメント、石膏、消石灰又はカーバイドの製造 ⑥ レイームラストコンクリートの製造 ⑦ 水産物類を原料とする法律(昭和45年法律第147号)の火薬類(器具用火薬を除く。)の製造 <p>(2) 次に掲げる建築物</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 公衆浴場、診療所、保育所その他これらに類するもの ② 老人福祉センター、児童厚生施設、その他これらに類するもの ③ 自動車教習所 ④ カラオケボックスその他これに類するもの ⑤ 遊技場その他これに類するもの ⑥ 畜舎 ⑦ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校 ② 建築基準法別表第二(ロ)項に掲げるもの ③ 建築基準法別表第二(ハ)項第7号及び第8号に掲げるもの ④ 葬場その他これに類するもの ⑤ 畜舎 ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物 ⑦ ダンスホール及びナイトクラブその他これに類するもの
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校 ② 建築基準法別表第三(ロ)項に掲げるもの ③ 葬場その他これに類するもの ④ 畜舎 ⑤ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物以外は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 建築基準法別表第二(イ)項に掲げるもの
建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物等は建築してはならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 学校 ② 建築基準法別表第二(ロ)項第3号、第4号、第5号及び第6号に掲げるもの ③ 建築基準法別表第二(イ)項第2号及び第3号に掲げるもの ④ 建築基準法別表第二(ロ)項第1号、第2号及び第4号に掲げるもの ⑤ 建築基準法別表第二(ハ)項第7号及び第8号に掲げるもの ⑥ 葬場その他これに類するもの ⑦ 畜舎 ⑧ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物又は工作物 ⑨ ダンスホール及びナイトクラブその他これに類するもの
建築物の敷地面積の最低限度	<p>3,000㎡</p> <p>100㎡</p>
壁面の位置の制限	<p>道路境界線との距離…2.0m</p> <p>道路境界線との距離…1.0m(ただし、6,000㎡以上の敷地では2.0m)</p> <p>道路境界線との距離…3m</p> <p>道路境界線との距離…1m</p> <p>隣地境界線との距離…2m</p>
建築物等の高さの最高限度	<p>D地区</p> <p>建築物の地盤面からの高さは10.0m以下でなければならない。</p>
垣又は柵の構造の制限	<p>A地区</p> <p>道路境界線の垣又は柵は、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門のそれぞれについては、制限を受けないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生垣 ② 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ③ 柵柱と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが1.2m以下のもの ④ 高さ1.8m以下のコンクリート造等の壁で、道路側1幅1.5m以上の植栽帯を設けたもの <p>D地区</p> <p>道路境界線の垣又は柵は、次の各号のいずれか一つに掲げるものとする。ただし、門柱、門扉及び幅が1.5m以下の門のそれぞれについては、制限を受けないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 生垣 ② 高さ1.8m以下の透視可能なフェンスで、基礎を構築する場合には、基礎の高さが1.2m以下のもの ③ 柵柱と基礎を組み合わせたもので、基礎の高さが1.2m以下のもの
<p>--- 地区整備計画区域の総区分</p>	